

甲府東高校よくある質問

当校事務室への問合せが多い項目について、下記のとおり、Q&Aとしてまとめました。その他については、文科省 HP 掲載のQ&Aも御参考にしてください。

参考) 文科省Q&A http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342600.htm

■東高校Q&A

問) 支給対象はどのような人ですか。

答) 保護者等の市町村民税所得割額が30万4,200円(年収約910万円)未満の生徒です。

※原則、親権者(両親がいる場合は2名の合算額で判断。)、親権者がいない場合は扶養義務のある未成年後見人、保護者がいない場合は主たる生計維持者又は生徒本人の市町村民税所得割額で判断します。

問) 支給金額はいくらですか。また、誰が受け取るのですか。

答) 月額9,900円です。ただし、答就学支援金は、国が保護者に代わって県に授業料を支給するという制度ですので、保護者(生徒)に支援金が直接支払われることはありません。よって、実質的に授業料が無償となります。

問) 手続きの時期はいつですか。提出先はどこですか。

答) 入学した年の4月(申請)と、毎年7月(届出)です。これは、申請が認定された後も、毎年7月に収入状況についての届出が必要ということです。提出先は当校事務室までお願いします。

問) 1年生の時に申請すれば、2~3年も引き続き有効ですか。

答) いいえ。認定を受けた後は、毎年7月に届出を提出し、審査を受ける必要があります。

問) 入学時の4月に申請をするのを忘れていたのですが、今から申請はできますか。また、申請を忘れていた時期について、遡って申請はできますか。

答) 毎年7月に申請をすることができます。遡って申請はできません。

問) 返済義務はありますか。

答) ありません。支給型の支援金です。

問) 支援金の認定を受けましたが、まだ、支援金の振り込みがないようなのですが。

答) 就学支援金は、国が保護者に代わって県に授業料を支払うという制度ですので、保護者(生徒)に支援金が直接支払われることはありません。

問) わからないことがあったら、どこに聞けば良いですか。

答) 当校事務室に御連絡ください。

甲府東高校 事務室 電話055-237-6931

問) 提出する書類を教えてください

答) 下記のとおりです。

① 受給資格認定申請書(初めて申請をする時)

- ・受給資格認定申請書(学校から配布されます。)
- ・親権者等全員分の市町村民税所得割額が確認できるもの
※課税証明書、市町村民税税額決定通知、納税通知書等のいずれかひとつ

② 収入状況届(①の申請により認定を受けた後は、毎年7月に届出を提出)

- ・収入状況届出書(学校から配布されます。)
- ・親権者等全員分の市町村民税所得割額が確認できるもの
※課税証明書、市町村民税税額決定通知、納税通知書等のいずれかひとつ

問) 母が専業主婦なので、所得を得ているのは父親のみです。この場合、課税証明書等の提出は父親分のみで大丈夫ですか。

答) いいえ。収入の有無に関わらず、親権者全員分の課税証明書等の提出が必要です。収入がゼロの場合は、市町村役場で課税証明書もしくは非課税証明書等を発行してもらってください。

問) 父が海外に赴任中で課税証明書の提出ができないのですが。

答) 日本に在住する親権者のみ課税証明書を御提出いただき、その方の市町村民税所得割額のみで判断する形になります。ただし、父親が課税期日（1月1日）に日本に在住ではないことが条件です。

問) 収入を得ているのは父親であり、母親は控除対象配偶者となっている。提出する課税証明書は、父親のものだけでよいのか。

答) 両親のうち、一方の親の課税証明書で配偶者控除を受けていることが確認できる場合で、控除対象となっている配偶者の収入が100万円以下の場合は、当該配偶者の証明書は提出不要です。その場合、配偶者控除を受けていることが確認できる課税証明書の御提出をお願いします。例)「配偶者控除 有」と記載されているなど。

問) 今まで、年収が910万円以上だったので、就学支援金を申請していませんでしたが、今年になって、父親が失業し、収入がゼロになりました。授業料は支払わなければなりませんか。ちなみに、市町村民税所得割額は昨年のもので反映されるため、30万4,200円以上です。

答) 市町村民税所得割額が30万4,200円以上である場合は、就学支援金を受給資格対象とはなりません。ただし、失業等により、家計急変があった場合には、県の授業料免除制度が適用されることがありますので、事務室まで御相談ください。

■用語の説明

保護者等：保護者は、生徒の親権を行う者(父母)です。同居・別居の別は問いません。父母が離婚している場合は、生徒の親権を持つ方のみが保護者となります。父母がいないなどの理由で、生徒の親権を行う方がいない場合は、生徒の主たる生計維持者が保護者等となります。

市町村民税所得割額：市町村民税所得割額は、次の書類で確認することができます。給与明細や源泉徴収票では確認することができませんので、ご注意ください。

- ・市町村民税・県民税特別徴収税額通知書(5月から6月頃に勤務先から配付されます。)
- ・市町村民税・県民税納税通知書(5月から6月頃に市町村から配付されます。)
- ・課税証明書・非課税証明書(市町村役場にて発行されます。課税証明書を取得する際には、市町村民税所得割額、扶養控除及び所得控除の記載がある証明書をお取りください。)